議案第７号

資料１－２

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１２月２日提出

富里市長　　五十嵐　　博　文

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

富里市国民健康保険税条例（昭和４３年条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第５条中「２３，０００円」を「２６，５００円」に改める。

第８条中「１２，０００円」を「１５，４００円」に改める。

第１０条中「１６，０００円」を「２０，０００円」に改める。

第２４条第１項第１号ア中「１６，１００円」を「１８，５５０円」に改め、同号ウ中「８，４００円」を「１０，７８０円」に改め、同号エ中「１１，２００円」を「１４，０００円」に改め、同項第２号ア中「１１，５００円」を「１３，２５０円」に改め、同号ウ中「６，０００円」を「７，７００円」に改め、同号エ中「８，０００円」を「１０，０００円」に改め、同項第３号ア中「４，６００円」を「５，３００円」に改め、同号ウ中「２，４００円」を「３，０８０円」に改め、同号エ中「３，２００円」を「４，０００円」に改め、同条第２項第１号ア中「３，４５０円」を「３，９７５円」に改め、同号イ中「５，７５０円」を「６，６２５円」に改め、同号ウ中「９，２００円」を「１０，６００円」に改め、同号エ中「１１，５００円」を「１３，２５０円」に改め、同項第２号ア中「１，８００円」を「２，３１０円」に改め、同号イ中「３，０００円」を「３，８５０円」に改め、同号ウ中「４，８００円」を「６，１６０円」に改め、同号エ中「６，０００円」を「７，７００円」に改め、同条第３項第３号中「第６条」を「第７条」に改め、同項第４号中「第７条の２」を「第８条」に改め、同項第５号中「第８条」を「第９条」に改め、同項第６号中「第９条の２」を「第１０条」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の富里市国民健康保険税条例の規定は、令和９年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和８年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。